知っておきたい！　津波への心得

地震に伴って発生する津波。市でも南海トラフ巨大地震などの大地震によって、大きな津波被害が生じるおそれがあります。津波の特徴や避難のポイントを知り、日頃から備えておきましょう。
問災害予防課（☎504-2664、FAX504-2802）

市でも起こり得る津波被害

大地震はいつ起こるか分かりません。南海トラフ巨大地震が起こった場合には、最高で高さ1.5（海抜3.6）㍍の津波が発生し、早いところでは約30分で津波の影響が出始めると想定されていますが、実際には想定より大きくなったり、早く到達したりする可能性もあります。

また、市内の川を遡上して、本通りや広島駅周辺でも浸水する可能性があります。



どこに避難するか要確認

津波が発生したときのために、まずは自宅や学校・職場周辺の浸水リスク（範囲や深さ）や、近所にある高台や津波に対応した「指定緊急避難場所」を確認しましょう。

また、いざというときに速やかに避難できるよう、避難場所までの経路を確認しておくことも大切です。

避難場所の確認は、市ホームページ内の津波ハザードマップで。

市HP ページ番号 1003243

危険が差し迫った場合は「浸水時緊急退避施設」などへ



指定緊急避難場所などへの避難の途中で、津波の危険が差し迫った場合は、「浸水時緊急退避施設」や近くの頑丈な建物に避難しましょう。

第一波が去っても油断は禁物



津波は繰り返し襲ってきます。第一波よりも、後から来る波の方が大きいこともあります。

津波注意報や津波・大津波警報が解除されるまでは、建物から地上に降りたり、海岸や川辺に近付いたりしないようにしましょう。

避難するタイミングや情報の入手先を決めておく

市は、気象庁の発表を基に、避難指示を発令します。

注意報や警報、避難の基準など詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 1019009

家族に安否を知らせる災害用伝言ダイヤル「171」

災害用伝言ダイヤルは、災害の発生により被災地への通話が増え、電話がつながりにくくなった場合に提供されるサービスです。自分や家族の安否情報を、電話で伝言として保存したり、再生することができます。

スマートフォンなどで、文字で安否情報を登録できるサービス「災害用伝言板」もあります。詳しくは市ホームページ（右上二次元コード）で。

伝言の録音・再生方法
①「171」に電話する　→　②録音の場合は「１」、再生の場合は「２」　→　③該当者の電話番号を入力

個人市民税・県民税の主な改正

令和９年度からの個人市民税・県民税の主な改正について、紹介します。

■給与所得控除の見直し

最低保障額が９万円引き上げられ、74万円（改正前65万円）となります（引き上げ額９万円のうち、５万円は令和９・10年度分の時限措置となります）。

■所得要件などの見直し

次のとおり、扶養控除の対象となる扶養親族の所得要件などが改正されます。

所得要件など	改正後	改正前
同一生計配偶者の前年の合計所得金額	62万円以下	58万円以下
扶養親族の前年の合計所得金額	62万円以下	58万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額	62万円超133万円以下	58万円超133万円以下
特定親族特別控除の対象となる親族などの前年の合計所得金額	62万円超123万円以下	58万円超123万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等	62万円以下	58万円以下
ひとり親の「生計を一にする子」の前年の総所得金額等	62万円以下	58万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額	89万円以下	85万円以下
家内労働者などの特例の必要経費に算入する金額の最低保障額	69万円	65万円

■住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の適用期限が５年間延長され、令和８年１月１日～12年12月31日に入居した人も対象となりました。

所得税から控除しきれなかった額が翌年度の個人市民税・県民税から控除されますが、延長された期間に入居した人の控除額は次のいずれか少ない方の金額となります。

- 前年分の所得税における住宅ローン控除可能額－前年分の所得税額（住宅ローン控除適用前）
- 前年分の所得税における課税総所得金額等×５％（９万7500円を限度）

問市民税課（☎504-2263、FAX504-2129）、各市税事務所市民税係・税務室（下記）

市税事務所	区	電話番号
中央（中区役所内）	中	504-2564
	南	504-2751
東部（東区役所内）	東	568-7719
	安芸	
西部（西区役所内）	西	532-0942
	佐伯	532-1012
北部（安佐南区役所内）	安佐南	831-4935
	安佐北	831-5016

税務室	電話番号
南（南区役所内）	250-8946
安芸（安芸区役所内）	821-4913
佐伯（佐伯区役所内）	943-9716
安佐北（安佐北区役所内）	819-3913

詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 1051560

バスの利便性・持続性向上を目指して

バスの利便性の向上、効率的で持続可能な運行体制の構築の一環として、12月30日まで、以下の３地区で実証運行を行います。
問バス協調・共創プラットフォームひろしま（☎962-1006、FAX962-2025）

●こいみゆきライン（新設）
「西広島駅」と「御幸橋」を起終点として、観音・舟入・吉島・日赤病院を経由する路線を新設



●共立ハイツ線、フジハイツ・イトーピア線（再編）
車両の小型化による新たなエリアの運行、フリー乗降区間の設定、西広島駅の起終点を南口から北口へ変更して一部時間帯で増便

●薬師が丘／東観音台～フレスタ・サンリブ線（再編）
車両の小型化による商業施設への乗り入れ、フリー乗降区間の設定、既存のバス便と乗り継いでも直通と同額になる運賃割引の導入
※併せて、地毛（じげ）を起終点とする循環線「やはたループ」を新設
運行情報など詳しくは市ホームページ（右二次元コード）で

住宅火災ゼロへ　みんなで火の用心

昨年の本市消防局管内の住宅火災による死者数は７人で、そのうち５人が65歳以上の高齢者でした。住宅火災を予防し、命と財産を守りましょう。
問消防局予防課（☎546-3476、FAX249-1160）



火災を早期に発見するため住宅用火災警報器の設置を



住宅用火災警報器を設置することで、煙の発生段階から警報音が鳴り、未然に火災を防ぐことができます。

家主が外出中でも隣人が気付いて、消火できた事例もあります。

火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐため警報器を設置しましょう。

定期的な点検が大切

警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで感知しなくなることがあります。ボタンを押す、ひもを引くといった簡単な操作で点検ができるので、定期的に実施し、異常があれば交換しましょう。

詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 1013830

人口と世帯［令和８年９月末現在（前年同月比）］人口1,163,612人（5,236人減）　男562,466人　女601,146人　590,443世帯（3,129世帯増）